

第 1 1 7 号 議 案

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

第 1 条 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(令和元年新宿区条例第 14 号) の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 130」に改める。

第 16 条の 2 第 2 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 122.5」に
改める。

第 30 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 130」に改める。

第 30 条の 2 第 2 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 122.5」に
改める。

第 2 条 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に改める。

第 16 条の 2 第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 117.5」に
改める。

第 30 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に改める。

第 30 条の 2 第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 117.5」に
改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当及び勤勉手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみ

なす。

（提案理由）

職員等の給与改定に伴い、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定する必要があるため